第百二十四条　輸出令別表第二の三第二号の二㊱に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇二項、第八一〇五・九〇号及び第八一・〇九項に該当するものとする。

第百二十五条　輸出令別表第二の三第二号の二㊲に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八二〇二・二〇号に該当するもの

二　関税率表第八二〇七・六〇号に該当するもの

三　関税率表第八二・〇八項に該当するもの

四　関税率表第八三〇一・二〇号及び第八三〇一・七〇号に該当するもの

五　関税率表第八三〇二・三〇号に該当するもの

六　関税率表第八三・〇七項に該当するもの

七　関税率表第八三・〇九項に該当するもの

第百二十六条　輸出令別表第二の三第二号の二㊳に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八四・〇二項に該当するもの

二・三　［略］

［新設］

第九十三条　輸出令別表第二の三第二号の二ホに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八二〇七・六〇号及び第八二・〇八項に該当するものとする。

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

第九十四条　輸出令別表第二の三第二号の二ヘに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　関税率表第八四・〇二項（第八四〇二・一一号を除く。）に該当するもの

二・三　［略］

四　関税率表第八四・〇六項に該当するもの

五　［略］

六　関税率表第八四・一〇項に該当するもの

七～十五　［略］

十六　関税率表第八四・二一項（第八四二一・三九号を除く。）に該当するもの

十七～二十八　［略］

二十九　関税率表第八四・四四項及び第八四四八・二〇号並びに第八四四八・一一号及び第八四四八・一九号（第八四・四四項の機械の補助機械に係るものに限る。）に該当するもの

三十　関税率表第八四・四八項に該当するもの（前号に該当するものを除く。）

三十一　［略］

三十二　関税率表第八四・五三項に該当するもの

三十三　関税率表第八四・五四項に該当するもの

三十四・三十五　［略］

三十六　関税率表第八四・五七項及び第八四六六・九三号（第八四・五七項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの

四　関税率表第八四・〇六項（第八四〇六・一〇号を除く。）に該当するもの

五　［略］

六　関税率表第八四一〇・九〇号に該当するもの

七～十五　［略］

十六　関税率表第八四・二一項（第八四二一・一二号、第八四二一・二一号、第八四二一・二二号、第八四二一・三二号及び第八四二一・三九号を除く。）に該当するもの

十七～二十八　［略］

二十九　関税率表第八四・四四項並びに第八四四八・一一号及び第八四四八・一九号（第八四・四四項の機械の補助機械に係るものに限る。）に該当するもの

三十　関税率表第八四・四八項（第八四四八・二〇号、第八四四八・三一号、第八四四八・三二号、第八四四八・三九号及び第八四四八・五九号を除く。）に該当するもの（前号に該当するものを除く。）

三十一　［略］

三十二　関税率表第八四・五三項（第八四五三・二〇号を除く。）に該当するもの

三十三　関税率表第八四・五四項（第八四五四・三〇号を除く。）に該当するもの

三十四・三十五　［略］

三十六　関税率表第八四・五七項（第八四五七・二〇号を除く。）及び第八四六六・九三号（第八四・五七項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの